

## 蒲郡市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な精神障害者及び知的障害者の成年後見制度の利用を支援するため、後見、保佐又は補助開始の審判請求費用及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象者（以下「本人」という）は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の選任を必要とする者で、助成申請時に次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する精神障害者又は知的障害者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

ウ 別表に掲げる基準の全てに適合する者など、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況であると市長が認める者

(3) 東三河広域連合成年後見制度利用支援事業による助成対象者の要件に該当しないこと。

### (申請者)

第3条 この事業の申請者は、本人、本人の配偶者、4親等内の親族、後見人等又は成年後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人（以下「監督人等」という。）とする。

### (費用の助成)

第4条 市長は、本人及び本人の配偶者、4親等内の親族、後見人等又は監督人等（以下「申立人」という。）が審判請求を行い、本人に後見人等が付された場合において、後見人等が付された本人（以下「被後見人等」という。）が第2条に、申立人（後見人等及び監督人等を除く。以下この項において同じ。）が第2条第2号

にそれぞれ該当するときは、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部を、申立人に対し助成するものとする。ただし、後見人等が付されなかった場合は、助成しないものとする。

2 市長は、申立人が審判請求を行い、後見人等又は監督人等に報酬が付された場合において、被後見人等が第2条に該当するときは、後見人等又は監督人等の報酬費用（以下単に「報酬費用」という。）の全部又は一部を、被後見人等に対し助成するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、被後見人等以外に助成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が後見人等又は監督人等となっているときは、後見人等又は監督人等の報酬について、助成しないものとする。

（対象費用及び助成金額）

第5条 助成対象費用は、審判請求費用及び報酬費用の全部又は一部とする。

2 審判請求費用の助成額は、次に掲げる費用とする。

- (1) 郵便切手購入費用
- (2) 収入印紙購入費用
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用

3 報酬費用の助成額は、家庭裁判所が決定した額とし、施設入所者については月額18,000円を、在宅生活者については月額28,000円を限度とする。ただし、家庭裁判所が審判した報酬付与対象期間（以下「対象期間」という。）の始期及び終期に属する月については、当該月の日数の半数以上が対象期間に算入される場合に限り1か月とみなす。

（審判請求費用の助成申請）

第6条 審判請求費用の助成申請をしようとする者は、蒲郡市成年後見制度利用支援事業（審判請求費用）助成金交付申請書（第1号様式）に、必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、後見等開始の審判の確定した日から起算して6か月以内とする。

（審判請求費用の助成の決定及び却下）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成

の可否を決定し、蒲郡市成年後見制度利用支援事業（審判請求費用）助成金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（報酬費用の助成申請）

第8条 報酬費用の助成申請をしようとする者は、蒲郡市成年後見制度利用支援事業（報酬費用）助成金交付申請書（第3号様式）に、必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、報酬付与の審判の確定した日から起算して6月以内とする。

（報酬費用の助成の決定及び却下）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、蒲郡市成年後見制度利用支援事業（報酬費用）助成金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（助成金等の支払）

第10条 第7条又は前条の規定により助成の交付決定を受けた者は、蒲郡市成年後見制度利用支援事業助成金請求書（第5号様式）により、交付決定を受けた日が属する月の翌月の10日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（後見人等及び監督人等の報告義務）

第11条 報酬費用の助成を受けている被後見人等の後見人等及び監督人等は、当該被後見人等の生活状況又は資産状況に変化があった場合には、資産状況等変更報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第12条 市長は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当したときは、助成を中止する。

(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) その他対象者の状況変化等により助成することが不適當であると認められるとき。

（助成金の返還）

第13条 助成を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給された助成金に相当する金額を返還しなければならない。

(1) 虚偽の申出により助成金の支給を受けた場合

(2) 助成金を後見人等及び監督人等の報酬以外の目的で使用していた場合

(3) その他不正な手段により助成金の支給を受けた場合

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 収入等の基準 |   |
|--------|---|
| 1      | 市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）であること                      |
| 2      | 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること |
| 3      | 世帯の預貯金等の額が50万円を超えないこと                         |
| 4      | 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用しうる資産がないこと        |